



熊本県公報

第13417号
令和7年(2025年)
3月21日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○道路の供用開始	(道路保全課)	2
○道路の区域変更	(〃)	2
○熊本県建設工事共同企業体運用基準の一部を改正する告示	(監理課)	3
○熊本県経常建設共同企業体の入札参加者資格審査申請要領	(〃)	4
○喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録	(障がい者支援課)	11
○特定農業用ため池の指定	(農地整備課)	11
○特定農業用ため池の指定の解除	(〃)	11
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	12
○令和6年(2024年度)定期種畜検査報告	(畜産課)	12
○道路の供用開始	(道路保全課)	13
○道路の供用開始	(〃)	13
○介護保険法に基づく介護医療院の許可の一部の効力の停止	(高齢者支援課)	13
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止	(〃)	13
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力の停止	(〃)	14
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障がい者支援課)	14
○八代港国際旅客船拠点の指定管理者の指定	(港湾課)	14
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課)	15

公 告

○令和7年度(2025年度)職員用配備パソコンの賃貸に係る落札者の決定	(システム改革課)	15
○基本測量の実施	(監理課)	15
○単価契約PPC用紙(本庁)等に係る一般競争入札の落札結果	(管理調達課)	16
○熊本県で使用する電気に係る一般競争入札落札者等	(財産経営課)	16
○熊本県が所管する施設で使用する電気その1に係る一般競争入札落札者等	(〃)	17
○熊本県が所管する施設で使用する電気その2に係る一般競争入札落札者等	(〃)	17
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	17
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	18
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	18
○令和7年度(2025年度)前期技能検定試験の実施	(労働雇用創生課)	18
○職員配備パソコンのWindows11等へのアップグレード等業務委託に係る落札者の決定	(システム改革課)	21
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課)	22
○建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定道路	(〃)	22
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(〃)	22

登 載 依 頼

○有明海自動車航送船組合議会令和7年第1回定例会の招集告示	(有明海自動車航送船組合)	23
○熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間	(警察本部運転免許課)	23
○熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間	(〃)	25
○自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程の一部を改正する規則	(警察本部交通規制課)	26

告 示

熊本県告示第198号
森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市小木字上白木1512番（次の図に示す部分に限る。）、1506番2、1507番1、1513番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上白木1506番2・1507番1・1512番・1513番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第199号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字豊岡字丸麦田 22番3地先から 同所 18番4地先まで	102.9	防交安 (交通安全)

- 2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）3月21日

熊本県告示第200号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和7年（2025年）3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般県道	大野下停車場西照寺線	荒尾市金山字向田 2番地先から 同所 3番地先まで	前 後	16.6 ～ 17.3 10.4 ～ 17.9	33.0 33.0	活力創出基盤 交付金

- 2 区域を変更する期日 令和7年（2025年）3月21日

熊本県告示第201号

熊本県建設工事共同企業体運用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年(2025年)3月21日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県建設工事共同企業体運用基準の一部を改正する告示

熊本県建設工事共同企業体運用基準(平成7年熊本県告示第164号)の一部を次のように改正する。

第2の1中「、原則として」を削り、「当該共同企業体の」の次に「成立の日の前日において」を加え、「契約予定金額以上の規模の工事」を「工事」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、対象工事の種類(以下「工事種類」という。)は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事とする。

第2の2の(2)のイを次のように改める。

イ 経常建設共同企業体の構成員が、当該共同企業体の成立の日の前日において格付における同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者の組合せであること。この場合においては、当該共同企業体の各構成員の主たる営業所の所在地は、同一広域本部(県央広域本部においては熊本市の区域、県北広域本部においては菊池市・合志市・大津町・菊陽町の区域、県南広域本部においては八代市・氷川町の区域に限る。)又は地域振興局管内であること。ただし、いずれの構成員も最上位等級(建築一式工事にあっては、最上位等級又は最上位等級の直近下位等級)に格付されている場合は、当該共同企業体の各構成員の主たる営業所の所在地は、県内全域とする。

第2の2の(3)中「格付」を「登録」に改め、同号ウ中「監理技術者となることができる者」を「監理技術者」に、「当該工事種類に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者」を「主任技術者となることができる者」に改め、同ウに次のただし書を加える。

ただし、工事1件の金額が建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項で定める金額未満にあっては、専任を要しない。

第2の2の(4)中「出資比率要件」を「形態及び出資比率要件」に、「すべての構成員が」を「経常建設共同企業体の形態は共同施工方式(甲型)とし、すべての構成員の出資比率は」に改め、「の出資比率」を削る。

第2の2の(5)に後段として次のように加える。

この場合において、経常建設共同企業体の代表者の主たる営業所を当該共同企業体の主たる営業所とする。

第2の3を次のように改める。

3 資格審査の申請等**(1) 申請**

経常建設共同企業体の資格審査の申請は、別に定める要領により行わせるものとする。

(2) 経常建設共同企業体の数等

一の有資格業者が申請を行うことができる経常建設共同企業体の数は、1とする。

なお、一の経常建設共同企業体で複数の工事種類を申請できるものとする。

(3) 申請の制限

次期の申請の時点において、経常建設共同企業体が現に施工中の工事がある場合は、当該共同企業体の構成員と異なる組合せでの申請はできないものとする。

第2の3の次に次の1項を加える。

4 資格の登録等**(1) 登録**

3(1)の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、経常建設共同企業体の入札参加者資格を登録するものとする。

(2) 有効期間

経常建設共同企業体の入札参加者資格の有効期間は、(1)の規定による登録の日から当該共同企業体の成立の日の前日において当該共同企業体の構成員が有する入札参加者資格の有効期限までとする。

(3) 登録の取消し

(1)の規定による登録を受けた経常建設共同企業体が解散したときは、入札参加者資格の登録は取り消すものとする。

(4) 構成員の入札参加者資格の取扱い

経常建設共同企業体の入札参加者資格の登録の日から、当該工事種類における構成員単体での入札参加は認めないものとする。ただし、経常建設共同企業体の入札参加者資格の登録が取り消されたときはこの限りではない。

(5) 特定建設工事共同企業体の取扱い

経常建設共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員とはなれないものとする。

(6) 競争参加資格等の取扱い

競争入札に参加する者に必要な資格の審査及び総合評価落札方式における経常建設共同企業体の取扱いは、単体企業に準じるものとする。

附 則
この告示は、令和7年4月1日から施行する。

熊本県告示第202号

熊本県経常建設共同企業体の入札参加者資格審査申請要領を次のように定める。
令和7年(2025年)3月21日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県経常建設共同企業体の入札参加者資格審査申請要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号。以下「格付要綱」という。)及び熊本県建設工事共同企業体運用基準(平成7年熊本県告示第164号。以下「運用基準」という。)に基づき、経常建設共同企業体(以下「共同企業体」という。)の入札参加者資格審査申請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者資格審査の申請)

第2条 入札参加者資格の審査を受けようとする共同企業体は、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 経常建設共同企業体入札参加者資格審査申請書(別記第1号様式)
- (2) 経常建設共同企業体協定書(別記第2号様式)の写し
- (3) 各構成員の当該年度の熊本県工事入札参加者資格認定通知書の写し
- (4) 各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- (5) その他資格審査に必要と認める書類

(入札参加者資格の登録)

第3条 知事は、前条第1号の申請書を受理したときは、運用基準第2に規定する事項を審査し、その内容が適当と認めるときは、共同企業体の入札参加者資格を登録するものとする。

2 知事は、資格審査の結果を申請者に通知するものとする。

(解散)

第4条 入札参加者資格の登録を受けた共同企業体が協定期間内に解散したときは、速やかに、解散届(別記第3号様式)を知事に提出するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

経常建設共同企業体入札参加者資格審査申請書

年 月 日

熊本県知事 様

共同企業体の名称

共同企業体 住 所

代表構成員 商号又は名称

代 表 者

共同企業体 住 所

構 成 員 商号又は名称

代 表 者

熊本県経常建設共同企業体の入札参加者資格審査申請要領第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請する工事種類

2 添付書類

- （1）経常建設共同企業体協定書の写し
- （2）各構成員の当該年度の熊本県工事入札参加者資格認定通知書の写し
- （3）各構成員の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
- （4）その他資格審査に必要と認める書類

注） この申請により共同企業体として入札参加者資格の登録を受けたときは、各構成員が有する当該工事種類の入札参加者資格は、熊本県建設工事共同企業体運用基準第2－4－(4)の規定により、その効力を停止する。

別記第2号様式（第2条関係）

経常建設共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、熊本県の発注する建設工事を共同連帯して施工することを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、_____経常建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は令和 年3月31日までとする。
ただし、その期日を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、熊本県の発注する建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 当企業体の構成員の出資割合は別に定めるところによるものとする。

ただし、各構成員の出資割合は均等割りの10分の6以上であるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認より残存構成員のうちいずれかを代表者としてすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、建設工事につき契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか__社は、上記のとおり_____経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書__通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

別記様式

経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

.....発注に係る下記工事については、経常建設共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- 記
- 1 工事の名称工事
- 2 出資の割合 %
..... %

.....ほか.....社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書.....通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

.....経常建設共同企業体

代表者 所在地
商号又は名称
代 表 者

所在地
商号又は名称
代 表 者

別記第 3 号様式（第 4 条関係）

解 散 届

年 月 日

熊本県知事 様

共同企業体の名称

共同企業体住所

代表構成員 商号又は名称

代表者

共同企業体住所

構成員 商号又は名称

代表者

_____ 経常建設共同企業体は、令和 年 月 日付けで解散したので、熊本県経
常建設共同企業体の入札参加者資格審査申請要領第 4 条の規定により、下記の書類を添付し届け出ます。
記

- 1 解散理由書
- 2 経常建設共同企業体協定書の写し

熊本県告示第203号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日
社会福祉法人志友会 葦北郡芦北町大字芦北 2813番地	えぶこランド 熊本市東区画図町大字重富 575	4322000 88	令和7年（202 5年）4月1日
社会福祉法人志友会 葦北郡芦北町大字芦北 2813番地	多機能型事業所けやき 人吉市合ノ原町字莖の角4 61番地2	4322000 89	令和7年（202 5年）4月1日

熊本県告示第204号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、令和7年（2025年）2月28日に特定農業用ため池として次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

ため池データベース コード番号	特定農業用ため池の 名称	所在地
432130064	新堤C	熊本県宇城市松橋町松橋
432130106	新つつみ	熊本県宇城市不知火町柏原
432130054	袴田	熊本県宇城市松橋町豊福
434680005	小越	熊本県八代郡氷川町梶小越
432120043	高山	熊本県上天草市大矢野町中

熊本県告示第205号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により令和3年（2021年）1月26日熊本県告示第82号（特定農業用ため池の指定）で指定した次の特定農業用ため池の指定を解除するので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

ため池データベース コード番号	特定農業用ため池の 名称	所在地
432130010	尾村	熊本県宇城市豊野町安見
432130016	山の神	熊本県宇城市三角町波多
432130076	池田	熊本県宇城市小川町北小野
432130079	谷口	熊本県宇城市小川町南小野
432130080	立田	熊本県宇城市小川町南小野
432130081	瀬戸	熊本県宇城市小川町北部田
432130082	高倉	熊本県宇城市小川町北部田
432130098	迎原	熊本県宇城市豊野町安見
432130111	竹下	熊本県宇城市松橋町浦川内
433670003	梅の木谷ため池	熊本県玉名郡南関町関外目字金輪塚
433670006	梨ヶ迫ため池	熊本県玉名郡南関町豊永字宮ノ前
433670007	辺保山ため池	熊本県玉名郡南関町豊永字辺保山
433670022	小多々良ため池2	熊本県玉名郡南関町相谷字コダタラ
433670035	桜原ため池1（上）	熊本県玉名郡南関町豊永字桜原
433670036	桜原ため池2（下）	熊本県玉名郡南関町小原字今宿
433670055	吉ヶ浦ため池	熊本県玉名郡南関町関外目字吉ヶ浦
433670085	下原ため池	熊本県玉名郡南関町細永字下原

4 3 3 6 7 0 0 8 7	中前ため池	熊本県玉名郡南関町細永字中前
4 3 3 6 7 0 0 8 8	下前ため池	熊本県玉名郡南関町細永字下前
4 3 3 6 7 0 1 0 3	小多々良ため池	熊本県玉名郡南関町相谷字コダタラ
4 3 3 6 7 0 1 0 6	冷水ため池	熊本県玉名郡南関町相谷字冷水
4 3 3 6 7 0 1 1 4	寺井川ため池	熊本県玉名郡南関町肥猪字寺井川
4 3 3 6 7 0 1 1 6	火箱ため池2	熊本県玉名郡南関町肥猪字火箱
4 3 3 6 7 0 1 1 7	山道ため池	熊本県玉名郡南関町肥猪字山道
4 3 3 6 7 0 1 2 6	上折坂ため池	熊本県玉名郡南関町肥猪字上折坂
4 3 3 6 7 0 1 2 7	下井川ため池	熊本県玉名郡南関町豊永字市木

熊本県告示第206号
介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社BES T R E V E	リハビリ特化型 デイサービス リスタ大津店	菊池郡大津町大 津308-1	令和7年 （2025 年）4月1 日	通所介護

熊本県告示第207号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

検査日	種畜証明書番号	頭数	畜種	検査成績	飼養者
1月24日 （金）	11682099153	4頭	肉用牛	2級	熊本県農業研 究センター
	11664399158				
	11659962596				
	11690304638				
	32443060001	24頭	豚	2級	全農畜産サー ビス株式会社 西日本原種豚 場
	32443060002				
	32443060003				
	32443060004				
	32443060005				
	32443060006				
	32443060007				
	32443060008				
	32443060009				
	32443060010				
	32443060011				
	32443060012				
	32443060013				
	32443060014				
	32443060015				
	32443060016				
	32443060017				
	32443060018				
	32443060019				
	32443060020				

	32443060021				
	32443060022				
	32443060023				
	32443060024				

熊本県告示第208号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	265号	阿蘇郡高森町大字上色見字下大村 2639番4地先から 同所 2603番1地先まで	194.2	歩道整備 工事

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）3月21日

熊本県告示第209号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和7年（2025年）3月21日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	山西大津線	阿蘇郡西原村大字鳥子字鳥越 690番1地先から 阿蘇郡西原村大字鳥子字迫ノ谷 849番1地先まで	389.0	歩道整備 工事

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）3月21日

熊本県告示第210号
介護保険法（平成9年法律第123号）第114条の6第1項の規定により介護医療院の許可の一部の効力を停止したので、同法第114条の7の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	効力停止の内容及び期間	サービスの種類
医療法人蘇春堂	球磨病院介護医療院 人吉市上青井町170-1	新規利用者の受入停止及び介護報酬支払額を7割に制限 6か月 令和7年（2025年）3月25日から令和7年（2025年）9月24日まで	介護医療院

熊本県告示第211号
介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第78条の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	効力停止の内容及び期間	サービスの種類
医療法人蘇春堂	球磨病院介護医療院 人吉市上青井町170-1	新規利用者の受入停止及び介護報酬支払額を7割に制限 6か月 令和7年（2025年）3月25日から令和7年（2025年）9月24日まで	短期入所療養介護

熊本県告示第212号
介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により指定介護予防サービス事業者の指定の一部の効力を停止したので、同法第115条の10の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称	事業所の名称及び所在地	効力停止の内容及び期間	サービスの種類
医療法人蘇春堂	球磨病院介護医療院 人吉市上青井町170-1	新規利用者の受入停止及び介護報酬支払額を7割に制限 6か月 令和7年（2025年）3月25日から令和7年（2025年）9月24日まで	介護予防短期入所療養介護

熊本県告示第213号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
デイサービス紅い華 熊本北センター 合志市須屋711番地1	株式会社紅い華ヘルパーステーション 熊本市南区元三町二丁目9番22号 河添 佐恵子	自立訓練（機能訓練）	令和7年（2025年）3月31日

熊本県告示第214号
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定により八代港国際旅客船拠点の指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成16年熊本県条例第44号）第7条第1項の規定により次のとおり告示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
八代港国際旅客船拠点	熊本市東区佐土原一丁目16番37号	株式会社緑研 代表取締役 佐土原博	令和7年（2025年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

熊本県告示第215号
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発達サポートセンター一と2 菊池郡大津町大字大津308番地1	株式会社EMIAS 熊本市北区弓削四丁目8番10号 松井 亨	令和7年（2025年）3月15日	435220 0556	指定放課後等デイサービス

公 告

熊本県公告第165号
特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 落札に係る物品等の名称及び数量
令和7年度（2025年度）職員用配備パソコンの賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和7年（2025年）3月10日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社JEC C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 落札金額（月額）
7,801,530円（うち消費税及び地方消費税の額709,230円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年（2025年）1月24日

熊本県公告第166号
測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子基準点測量）	令和7年（2025年）4月1日から 令和8年（2026年）3月31日まで	熊本市南区、熊本市北区、八代市、玉名市、山鹿市、菊池市、上天草市、阿蘇市、天草市、和水町、小国町、高森町、南阿蘇村、山都町、芦北町、水上村、相良村、五木村、球磨村、苓北町

熊本県公告第167号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 単価契約PPC用紙（本庁）に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び予定数量
PPC用紙（本庁）A4／5，900箱、A3／300箱
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和7年（2025年）3月7日
 - (4) 落札者の氏名及び住所
株式会社オフィス田中
上益城郡御船町大字滝川903番地2
 - (5) 落札金額
19,488,700円（うち消費税及び地方消費税の額1,771,700円）
 - (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年（2025年）1月24日
- 2 単価契約PPC用紙／間伐材パルプ配合紙（本庁）に係る一般競争入札の落札結果
 - (1) 落札に係る物品等の名称及び予定数量
PPC用紙／間伐材パルプ配合紙（本庁）A4／8，000箱、A3／500箱
 - (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県出納局管理調達課調達班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 落札者を決定した日
令和7年（2025年）3月7日
 - (4) 落札者の氏名及び住所
株式会社レイメイ藤井
熊本市西区上熊本一丁目2番6号
 - (5) 落札金額
34,529,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,139,000円）
 - (6) 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - (7) 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年（2025年）1月24日

熊本県公告第168号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県庁で使用する電気 9,905,766キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年（2025年）2月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額
180,191,666円
（うち消費税及び地方消費税の額16,381,060円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年（2024年）12月27日

熊本県公告第169号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その1 9, 570, 201キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年（2025年）2月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社U-POWER
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 5 落札金額
200, 641, 192円
（うち消費税及び地方消費税の額18, 240, 108円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年（2024年）12月27日

熊本県公告第170号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
熊本県が所管する施設で使用する電気 その2 11, 580, 961キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部総務私学局財産経営課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 落札者を決定した日
令和7年（2025年）2月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
中国電力株式会社
広島県広島市中区小町4番33号
- 5 落札金額
215, 048, 814円
（うち消費税及び地方消費税の額19, 549, 892円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和6年（2024年）12月27日

熊本県公告第171号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷53番1及び同54番1
1, 970. 87平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区上南部二丁目1番100号
株式会社ハピネス

熊本県公告第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上六嘉字鈴町1045番3及び同1067番1
204.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区保田窪本町4番32号
株式会社ルミナスホーム

熊本県公告第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
4工区
上益城郡御船町大字木倉字毘沙門438番の一部、同439番の一部、同440番の一部、同441番、同442番、同443番、同444番、同446番、同447番1、同447番2、同448番、同450番及び同451番
11,904.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県久留米市野中町561番地31
株式会社林倉庫
福岡県久留米市野中町561番地26
有限会社林商店

熊本県公告第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字室字北出口1349番及び同1350番
3,369.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市中央区水前寺二丁目16番11号
株式会社ホームステージ

熊本県公告第175号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により令和7年度（2025年度）前期技能検定を実施するため、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により次のとおり公示する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 実施職種（作業）
(1) 1級及び2級
造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、非接触除去加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、めっき（溶融亜鉛めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作

業)、内装仕上げ施工(木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

- (2) 1級のみ
写真(肖像写真デジタル作業)
- (3) 単一等級
路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)
- (4) 3級

園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、化学分析(化学分析作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)

- 2 試験の方法
試験は実技試験及び学科試験によって行います。
- 3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

- (1) 実技試験
ア 実技試験の手数料
次の(ア)から(オ)までに掲げる受検者の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに定める額
(ア) (イ)から(オ)までに掲げる者以外の受検者 1職種につき18,200円
(イ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(ウ)及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき13,700円
(ウ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者である受検者(入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき9,200円
(エ) 実技試験の3級を受けようとする在校生(職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練(職業能力開発促進法の施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練(以下「短期訓練課程」という。)を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の高等学校、中等教育学校(同法第66条の後期課程に限る。))、特別支援学校(同法第76条第2項の高等部に限る。))、大学若しくは高等専門学校、同法第124条の専修学校若しくは同法第134条第1項の各種学校に在学する者をいう。(オ)において同じ。)である受検者((オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき12,100円
(オ) 実技試験の3級を受けようとする在校生であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 1職種につき3,100円
- イ 実施期日
実技試験は、令和7年(2025年)6月10日(火)から令和7年(2025年)9月9日(火)までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- ウ 実施場所
実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。
- エ 問題の公表
実技試験の問題は、令和7年(2025年)6月3日(火)以降に熊本県職業能力開発協会から公表する。
- (2) 学科試験
ア 学科試験の手数料 1職種につき3,100円
イ 実施期日

等 級	検 定 職 種 (作 業)	実 施 年 月 日
3 級	園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機	令和7年(2025年)7月13日(日)

	器組立て作業)、建築大工(大工工事作業)、化学分析(化学分析作業)及びフラワー装飾(フラワー装飾作業)	
1級及び2級	造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、化学分析(化学分析作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業)	令和7年(2025年)8月24日(日)
3級	金属熱処理(一般熱処理作業及び浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業)	
1級及び2級	機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、めっき(溶融亜鉛めっき作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業及び木製建具機械加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)、内装仕上げ施工(木質系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)	令和7年(2025年)8月31日(日)
1級の み	写真(肖像写真デジタル作業)	令和7年(2025年)9月3日(水)
1級及び2級	非接触除去加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(壁装作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和7年(2025年)9月7日(日)
単一等 級	路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)	

※ 学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 本人確認書類

本人確認書類は次のいずれかの書類の写しを添付すること。

(ア) 運転免許証

(イ) 個人番号カード(個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。)

(ウ) その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(エ) 特別永住者証明書又は在留カード

(オ) 健康保険被保険者証

(カ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。)

(キ) 外国政府が発行した旅券(写真欄及び日本国査証欄)

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

- (2) 提出先
熊本県職業能力開発協会
所在地 〒861-2202
上益城郡益城町田原2081-10 電子応用機械技術研究所内
電話 096-285-5818
- (3) 受付期間
令和7年(2025年)4月7日(月)から令和7年(2025年)4月18日(金)まで
- (4) 受検申請に関する注意等
ア 申請書の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会で交付する。
なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。
イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
なお、郵送による申請書は、令和7年(2025年)4月18日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 5 手数料の納付方法等
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
なお、原則として、受検申請を受け付けた後に申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合は、手数料は返還しない。
- 6 合格発表等
(1) 合格発表
技能検定の合格者の受検番号を、次に掲げる合格発表日に熊本県庁ホームページに掲載する。
ア 令和7年(2025年)7月13日(日)に学科試験を実施する検定職種
合格発表日 令和7年(2025年)8月29日(金)
イ ア以外の日に学科試験を実施する職種
合格発表日 令和7年(2025年)10月1日(水)
- (2) 合格通知
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が、合格発表日以降に書面にて通知する。
- (3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等
技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については熊本県知事名の合格証書が交付される。
このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。
- 7 その他
技能検定について不明な点は、熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第176号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和7年(2025年)3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 落札に係る物品等の名称及び数量
職員配備パソコンのWindows11等へのアップグレード等業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部デジタル戦略局システム改革課デジタル基盤推進班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 落札者を決定した日
令和7年(2025年)3月6日
- 落札者の氏名及び住所
西日本電信電話株式会社 熊本支店
熊本市中央区九品寺一丁目2-11
- 落札金額
23,710,500円(うち消費税及び地方消費税の額2,155,500円)
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和7年(2025年)1月24日

熊本県公告第177号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
宇土市栄町字惣御免93番2の一部
3,447.68平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
宇土市松山町1035番地の2
有限会社愛信不動産

熊本県公告第178号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理事業施行区域内の計画道路のうち、道路位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び県央広域本部土木部において一般の縦覧に供する。
令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定道路

道路種別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	起点	終点
〈区画道路〉				
区画道路6-1号線	6.0	26.2	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後548番2地先	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後486番2地先
区画道路6-2号線	6.0	167.1	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後487番7地先	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後446番1地先
区画道路6-3号線	6.0	64.8	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後471番3地先	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後478番4地先
区画道路6-5号線	6.0	65.1	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後485番2地先	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後489番2地先
区画道路6-8号線	6.0	82.3	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後467番2地先	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後472番2地先
区画道路6-8号線	6.0	25.6	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後429番1地先	上益城郡益城町大字木山 字市ノ後409番4地先
区画道路6-10号線	6.0	105.4	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷438番3地先	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷416番1地先
区画道路6-18号線	6.0	53.3	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷344番1地先	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷353番地先
区画道路6-21号線	6.0	86.4	上益城郡益城町大字寺迫 字今吉102番7地先	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷385番1地先
区画道路6-21号線	6.0	38.3	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷377番1地先	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷381番9地先
区画道路6-40号線	6.0	12.5	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷401番地先	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷402番地先
区画道路6-43号線	6.0	43.6	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷385番1地先	上益城郡益城町大字木山 字居屋敷381番14地先
〈都市計画道路〉				
益城中央線	27.0	79.0	上益城郡益城町大字宮園 字居屋敷535番8地先	上益城郡益城町大字宮園 字居屋敷321番4地先
合計		849.6		

熊本県公告第179号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）3月21日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字馬水字西原45番3
1,930.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町惣領1670番地
社会福祉法人ましき苑

登 載 依 頼

有明海自動車航送船組合告示第1号

有明海自動車航送船組合議令令和7年第1回定例会を令和7年3月27日午後3時30分長崎県長崎市に招集する。
令和7年3月21日

有明海自動車航送船組合
管理者 栗林 堅一郎

熊本県公安委員会告示第5号

平成23年4月1日熊本県公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、令和7年3月24日から施行する。
令和7年3月21日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

「基づく申請又は届出」を「基づく申請等」に改める。
1 中「申請又は届出を行おうとする者の当該申請又は届出の種別ごと」を「免許又は運転経歴証明書に係る申請等」に改め、同(1)中「の更新」を「若しくは免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）」に改め、「特例更新」の次に「（更新期間前における免許証等の更新をいう。）」を加え、同ア中「受講対象者」の次に「（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項の表に規定するオンライン講習（以下「オンライン講習」という。）を受講した者を除く。）」を加え、同アの表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター （菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）	日曜日	午前8時00分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
	月曜日から木曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

1 (1)イ中「受講対象者」の次に「（一般運転者講習の受講対象者にあつては、オンライン講習を受講した者を除く。）」を加え、同イの表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター （菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）	日曜日	午前8時20分から同9時30分まで 午後1時40分から同2時00分まで
	月曜日から木曜日まで	午前8時55分から同9時30分まで 午後1時25分から同2時00分まで

- 1 (1) 中ウをエとし、イの次に次のように加える。
ウ 優良運転者講習又は一般運転者講習の受講対象者のうちオンライン講習を受講した者

場 所	期 日	受付時間
熊本県運転免許センター （菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）	日曜日から木曜日まで	午前10時00分から同11時00分まで

		午後2時00分から同3時00分まで
警察署(熊本中央、熊本南、熊本東、熊本北合志、大津及び御船の各警察署を除く。)	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同3時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同2時00分まで

(注) 優良運転者講習及び一般運転者講習とは、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する優良運転者及び一般運転者に対する講習をいう。

1(2)中「運転免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同(6)の表中「同4時00分」を「同3時00分」に、「同11時30分」を「同11時00分」に、「同3時00分」を「同2時00分」に改め、(6)を同(7)とし、同(5)の表以外の部分中「届出」の次に「(免許情報記録個人番号カードのみを有する者又は運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所等の変更の届出を含む。)」を加え、同(5)の表熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)の項中「午前10時00分から同11時30分まで」を「午前9時30分から同11時00分まで」に、「午後2時00分から同3時30分まで」を「午後1時30分から同3時00分まで」に改め、同表警察署の項中「午後4時00分」を「午後3時00分」に改め、同表八代警察署氷川幹部交番の項中「午後3時00分」を「午後2時00分」に改め、(5)を同(6)とし、同(4)の表熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)の項中「同4時00分」を「同3時00分」に改め、同表警察署の項中「同11時30分」を「同11時00分」に、「同4時00分」を「同3時00分」に改め、同表八代警察署氷川幹部交番の項中「同11時30分」を「同11時00分」に、「同3時00分」を「同2時00分」に改め、(4)を同(5)とし、同(3)の表中「同4時00分」を「同3時00分」に、「同11時30分」を「同11時00分」に、「同3時00分」を「同2時00分」に改め、(3)を同(4)とし、同(2)の次に次のように加える。

(3) 運転免許の保有状況の変更に係る申請等

ア 特定免許情報又は運転経歴情報の記録の申請

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同3時00分まで
警察署	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同3時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午後1時00分から同2時00分まで

イ 運転免許証又は運転経歴証明書の返納

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同3時00分まで
警察署	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同3時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午後1時00分から同2時00分まで

ウ 免許情報記録又は運転経歴情報の抹消

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで

		午後1時00分から同3時00分まで
警察署	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同3時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午後1時00分から同2時00分まで

エ 運転免許証の交付の申請

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同3時00分まで
警察署	月曜日から金曜日まで	午前9時00分から同11時00分まで 午後1時00分から同3時00分まで
八代警察署氷川幹部交番	月曜日から金曜日まで	午後1時00分から同2時00分まで

熊本県公安委員会告示第6号

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号(熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、令和7年3月24日から施行する。

令和7年3月21日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

1(2)の表熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)の項中「月曜日及び水曜日」を「水曜日」に改める。

9(1)の表熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日	午前8時00分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
	月曜日から木曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
	金曜日	午後1時00分から同1時30分まで

9(2)の表熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日	午前8時20分から同9時30分まで 午後1時40分から同2時00分まで
	月曜日から木曜日まで	午前8時55分から同9時30分まで 午後1時25分から同2時00分まで
	金曜日	午後1時00分から同1時30分まで

10の表を次のように改める。

場 所	期 日	受 付 時 間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	講習実施者が指定する日	講習実施者が指定する時間

熊本県公安委員会規則第 6 号

自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程の一部を改正する規則
自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程（平成 3 年熊本県公安委員会規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条から第 1 0 条」を「第 8 条から第 1 0 条まで」に、「第 7 条から第 1 0 条まで」を「第 4 条から第 7 条まで」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。